審査基準

令和6年9月1日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第104条の4第3項

処 分 の 概 要:申出による免許の付与

原権者(委任先):長野県公安委員会

法 令 の 定 め:道路交通法第104条の4第1項及び第2項(申請による取消し)、 第107条第2項(免許証の返納等)

道路交通法施行令第39条の2の3 (申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)、第39条の2の4 (申請による取消しの基準)

道路交通法施行規則第30条の9 (取消しの申請等)

審 査 基 準:

(判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)

標準処理期間:

次に掲げるとおり。ただし、行政庁の休日は含まない。

- (1) 北信運転免許センター、東信運転免許センター及び中南信運転免許センター: 1日
- (2) 警察署(長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。):20日
- (3) 上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番及び池田町交番:20日

申 請 先:

- 1 即日交付を希望する場合 北信運転免許センター、東信運転免許センター又は中南信運転免許センター
- 2 即日交付を希望しない場合
 - (1) 警察署(長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。)
 - (2) 上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番又は池田町交番

問い合わせ先: 東北信運転免許課北信運転免許センター(電話: 026-292-2345)

備 考: